

# 新潟県公民館月報

昭和32年8月20日(毎月1回20日発行)  
 発行所 新潟県公民館連絡協議会  
 (新潟市寄居町・越後自治会館内)  
 発行人 丸山直一郎  
 (定価 一部五円)  
 八月号 (55号)

## 月刊公民館の復刊と 単行法試案など協議

### 塩原会長が説明に当る

#### 関東甲信越静ブロック会議

関東ブロック協議会は八月九日  
 長野県山田町にて開催された。本  
 県よりは、石井副会長、山田福在  
 甲田主事が出席した。  
 第一日(八月九日午後一時より)  
 地元長野県教育長代理として宮  
 本社教誨長より歓迎挨拶

次いで塩原会長(会公連会長)  
 より全公連の現況について報告、  
 その内容は……

①全公連の事務所について  
 現在は赤羽公民館内に置かれて  
 いるが、何かにつけて  
 不便であるので、中央に移した  
 と計画している。これは月刊公民  
 館の復刊とも関連している。虎  
 門の第 法務出版会社と話しを進  
 めている。

②月刊公民館の復刊  
 経済的負担のからぬようにし  
 なければならぬので、各方面に  
 スポットを求めている。第一法  
 務出版会社との  
 話し合いが運ん  
 でいる。その内  
 容は「編集費出  
 版費出版は当  
 方である。部数  
 は三千部までに  
 申込みがまとま  
 りは復刊する。  
 一部四十円。損  
 害は先方持ち。  
 事務所を提供す  
 る。外に維持費  
 として月三万円  
 を提供する。」  
 というもので  
 感に好都合のも  
 の、将来性に対

③単行法定について  
 試案を發表し、七月末日までに  
 各県公連の意見を提出願うてお  
 いたが、提出県は栃木、新潟、熊  
 本、大分、高知、徳島、山形、秋  
 田の八県に留まっている。早く専  
 門委員会に附託して、今年度末の  
 例会に提出すべく努力したい。

④以上の報告に対し、各県からも  
 質疑が繰返され、意見の交換が行  
 なされた。第一法規社との交渉は  
 非常に困難な次第で、是非とも成  
 立させたい。それにしても、各県  
 は月刊公民館の予約券に全力を  
 注ぎ、三千部以上を確保するに  
 復刊すると共に、事務所を確立す  
 るべきであると申し合せた。また他  
 ブロックに対しても、至急復刊を  
 促すこととした。

⑤関東甲信越静協議会の  
 総会として、三十一年度決算報告、  
 事業報告があつて承認。役員改  
 選では、各県会長又はその代理者  
 のみで別室で協議、三十一年度役  
 員を別項の通り決定した。予算お  
 くべきか、大いに研究してゆかね  
 ばならない。

⑥各県の分担金は三千円である。  
 第二日(午前九時より)  
 会公連会長試案である公民館法  
 要綱案についての意見交換  
 塩原会公連会長より、各県公連  
 より寄せられた内容につき簡単な  
 説明があつて「質疑応答  
 何分にも予算を伴う法律である  
 から、その簡単にはゆかないだろ  
 うが、公民館人の長年の願望も  
 あるから頑張りなさい。  
 また「社教法の一部改正でも」

⑦なお各県公連の資料を交換し合  
 った。今回は山梨県で開催される  
 だつての一般地域人の締め出しな  
 らぬ公民館の完全な後継化をはかり  
 実行社会教育法よりのものか  
 退退している事、か幸はつられていま  
 す。⑧は直ぐに理解できませんが、  
 ⑨は総合という表現から、公民館  
 をより機能化したものか、公民館  
 を復元無用な(を言う)一部の声  
 を警戒しておられるものでしょう  
 か。これだけの記事ではよく理解  
 はできません。しかし、公民館の  
 完全な後継化現行社会教育法の後  
 継化という事は、私達も共に否定  
 するところでは有り難い意見です。新  
 建文庫では(この四面)五面に載せ  
 た反対運動を、各方面に送る反  
 対運動を呼びかけるつもりですが、  
 博物館法、図書館法などのように  
 公民館の生れる事自体に反対な  
 のか、試案のどこが、どうあるは  
 らぬか、良いところ、良く読んで下さ  
 い。懇切な意見は大いに聞いて  
 私達の考え方、行き方に生かして  
 行きます。取柄のなうらさ  
 した気分をいでは無意味です。

⑧は直ぐに理解できませんが、  
 ⑨は総合という表現から、公民館  
 をより機能化したものか、公民館  
 を復元無用な(を言う)一部の声  
 を警戒しておられるものでしょう  
 か。これだけの記事ではよく理解  
 はできません。しかし、公民館の  
 完全な後継化現行社会教育法の後  
 継化という事は、私達も共に否定  
 するところでは有り難い意見です。新  
 建文庫では(この四面)五面に載せ  
 た反対運動を、各方面に送る反  
 対運動を呼びかけるつもりですが、  
 博物館法、図書館法などのように  
 公民館の生れる事自体に反対な  
 のか、試案のどこが、どうあるは  
 らぬか、良いところ、良く読んで下さ  
 い。懇切な意見は大いに聞いて  
 私達の考え方、行き方に生かして  
 行きます。取柄のなうらさ  
 した気分をいでは無意味です。



### 関東甲信越静ブロック協議会

— 32年度役員 —

会長	神宮寺 碧(山梨)
副会長	三浦 俊郎(東京)
理事	唐沢 信夫(長野)
	塩原圭次郎(埼玉)
	丸山直一郎(新潟)
	沼生銀郎(群馬)
	竹市 文成(群馬)
	田島 秀夫(静岡)
	高野 慶康(深大)
	大貫 通(千葉)
	田島 政治(神奈川)
事務局長	滝川 一秋(山梨)

望  
 悪い、悪いの毎日、  
 みんなくたたりして  
 まじだが、秋の気配が  
 動き出すと正直なもの  
 で、意欲も湧き、体も  
 動き出す。二十九日の日報紙上に  
 公民館法案に反対・新津市文化団  
 体連絡協会の記事が載つておしま  
 した。理由としては、全公連会長  
 試案は、①社会教育関係の他機関  
 (図書館、博物館等)の否定②各  
 種団体との隔離③館長任用にあ  
 だつての一般地域人の締め出しな  
 らぬ公民館の完全な後継化をはかり  
 実行社会教育法よりのものか  
 退退している事、か幸はつられていま  
 す。⑧は直ぐに理解できませんが、  
 ⑨は総合という表現から、公民館  
 をより機能化したものか、公民館  
 を復元無用な(を言う)一部の声  
 を警戒しておられるものでしょう  
 か。これだけの記事ではよく理解  
 はできません。しかし、公民館の  
 完全な後継化現行社会教育法の後  
 継化という事は、私達も共に否定  
 するところでは有り難い意見です。新  
 建文庫では(この四面)五面に載せ  
 た反対運動を、各方面に送る反  
 対運動を呼びかけるつもりですが、  
 博物館法、図書館法などのように  
 公民館の生れる事自体に反対な  
 のか、試案のどこが、どうあるは  
 らぬか、良いところ、良く読んで下さ  
 い。懇切な意見は大いに聞いて  
 私達の考え方、行き方に生かして  
 行きます。取柄のなうらさ  
 した気分をいでは無意味です。

# 義務設置は可能か

## 単行法試案の諸意見を全公連に送る

会衆委員長試案に対する一般関係者の意見は七月三十一日迄の如くまとまった。なかには相反する意見も見受けられるが、要は公民館の歩前進をねらうての方。法論の相違である。県公連理事会では、これらの意見と共に、法制定に努力すると共にその保護活動として、予算獲得運動を展開すべきであるとする。

### 公民館法試案について

- ・「市町村一定地区」とあるが最低一市町村一館でもよいのではないか
- ・「総合的な」と「総合的の意味がアイマイである(総合的であることは望ましいが、その境界につき問題がある)の意、新生活運動も公民館運動も、等をも含ませての総合か、然らざるか
- ・「総合的な社会教育機関としての」を削除する
- ・「総合的な社会教育活動の施設及びその補助(サービ)機関としての」と改正せよ
- ・四……助成することを明らかにするの「ことを明らかにする」を削除する
- ・義務設置に問題がある。義務獲得するには義務設置を主張したいが、義務設置であることから自主性、民主性がそこなわれては困る
- ・「総則」について
  - 一、目的「この法律は社会教育法の精神に基づき、公民館の設置及營運運営に關して必要な事項を定め、國民の生活向上に寄与するため、その健全な發達を図ることを目的とする」
  - ・「國民生活の向上」を「國民の生活向上」に改める
  - 二、「(定義)」この法律にいう公民館とは、市町村その他一定地区における住民の實際生活及び地域社会の文化の向上を図る目的をもつて住民の間に行われる社会教育活動の利便に供するためその施設備品を整備し教育、学術、文化に關する事業を実施する社会教育の機関である」と改める
  - ・住民とは被治者の意でなく、そこに住む人間及び機関を總稱する意味で使わねばならず、そのために「住民」にかえるに適切なものがあればかたい
  - ・部署(「公民館」と稱して設置運轉している施設を法的にばじう取扱うかのことを規定せねばなるまい。最終的には公民館の使用禁止が考えられねばなるまい
  - ・私立公民館は全部で八館しかない
- ・「施設」
  - 一、(設置)義務設置とする以上条例で設置に關する事項を規定する必要はない(削除せよ)
  - ・義務設置でも、何処に何公民館を置くかは条例で定めるべきだ(このままでよい)
  - ・市町村は都道府県に設置報告を出すこととし、管理については報告の要なし(報告事項は法律に規定する必要な)
  - 二、「(職員)」
    - 一「館長、主事を置き、その他必要な職員を置くことが出来る」とし4、5は削除
    - ・専門職と一般(事務)職に分けて規定されたい
    - ・6、の但し書きは削除
    - ・所収職員を指揮するものと規定する方がよい
    - ・主事の職務中「住民の求めに応じ」を削除
    - ・「館長、主事、主事補」とし書記を削除する
    - ・業務職員に手当を支給するよう措置することは、公務員法、地方自治法にも抵触するから、その方面の改正(特例)も規定すべきである
- 三、「(職員の資格)」
  - ・館長の資格に一般社会人も採用し得るよう措置すること
  - ・「五カ年」を五分の間とする
  - ・経験年数(教育事業、社会事業に類する事業その他文部大臣の指定する事業も加算せしめる)を定め、資格認定に資する
  - ・資格認定は県教育委員会に委任するを措置せられたい。
  - ・五カ年は長過ぎる(「短い」の論あり)
  - 四、「(職員の任免)」
    - ・選挙管理委員会の意思を尊重する措置が欲しい
    - ・他町村の公民館、他機関との交流を認められたい
- 六、「(運営審議会)」
  - ・不要論も出たが、政治的圧力に抗するためには必要なり
  - ・定数についても、基準を出されたい
  - ・「公民館協議会」に改める
  - ・団体代表委員が必ずしも協力的でない(協力団体が協力代表であることが必要)
  - ・5は削除せよ(自治法二〇三条があるから)
  - 三、國及び都道府県の補助
    - ・標準的規模については、もっとゆるやかにすることが必要である
    - ・標準的設備(物的)については向う五年間と限つてもよいから

## 全面的協力を

### 全面的協力を 文部省社教局長通達

△公民館運動の展開にあつての成果に大きな期待がもたれては、公民館その他社会教育関係者。なお、市町村教育委員会においても、市町村選挙管理委員会に全面的連絡協が必要であること。は識者の説くところであつたが、協力なすよう期待されている。今般自治庁もこれを認め、文部省自治庁選挙部長からの依頼は、社会教育局長に依頼した。社会教育局長は各都道府県教育委員会に、自治庁選挙部長名あて、公民館選挙管理委員推進の協力方を依頼する旨の通達を發した。これによつて各都道府県教育委員会が、選挙管理委員会と協力し、公民館選挙運動に道幅のない展開をはかつとせるもので、その間に現に公民館のない地域や、あつても標準に達しないものを標準まで引きあげるような補助方式でありたい。物的補助がかりにないとしても、職員給与を義務教育職員の国庫負担のような形で、直接市町村費から支払わなくともよいような方式を規定するだけでもよい。この場合地方交付税の中の「その他教育費」という算定基準をすつと下げてもよい。

設備基準の中「機動力」(自動車、オートバイ)を合式とし「維持するに要する給与費の三分の一を補助する」を最終目標としたい。

かねてより種々御協力を煩わして来たところでありましたが、本年度においては、公民館選挙管理委員を、都道府県及び市町村においても、一層協力に展開することになったのであります。

ついでには、本運動の推進に當つては、貴職の一層の御協力を願つるとともに、都道府県及び市町村の選挙管理委員会において行う本運動の目的を達成するためには、それぞれの教育委員会の協力と協働が必要であるので、管下教育委員会に対し、選挙管理委員会への協力援助方について、何分の配慮を賜るよう御依頼いたします。

なお、県教育庁では各市町村教育委員会同様依頼状を發送した。

終戦後、タブロイド版という言館等が、すすんでこれを表現して葉がはりやりました。今思ふとなつてゐる努力は並大抵のものではないかしい言葉であります。すっかりと思ひます。財政難という言葉が紙の配給が縮小され、新聞発行の口からも出、従って広報一枚でも、言論は一日も休んでないで、発行するの目も上つてくる実情です。苦境を突破して新聞半ページ大の紙を二つ折りにして、ギッシリと活字を詰め、皆々さんに御覧下さいたのであります。

# 思い切つて型を破れ

## 公民館報の考え方・行き方

県社会教育主事 坂爪精一郎

▲紙は非常に貴重なものであります。経路力にユトリが出た昨今とはいへ、民間紙の発行が盛んなどは今まで前例のないものであります。これは広報といふものがかいつかほとんと三六五廿五、朝と夕に重大なものであるかという理解と相関々條々、流れがくる体論から出発したばかりでなく、われわれの國を本道に民主化するたの必然性から、自主的に立上つて広報を自分のものにしてやる現象がそうさせていることとを思ひます。

▲近頃では「公民館報は毎日発行と」新しい事は事実をきまませんが、新聞のスタイルを模倣する必要はないと思ひます。思い切つて型を破れ、と私は思ひたいので、お説教は勇まさんまかせて、出来ぬ限り紙面から逃げるのが大切

▲最後に、また財政のことになりませんが、自分達の公民館報がいつ発行されるのか、不安定な事は地域の人に申しわけができません。広報の予算は大きくなると。それは、必ず定期的に、少くとも一月に二回乃至三回位出すことが、苦勞のおおいことですが勇気が必要です。

▲公民館報が、市町村の広報と二つになつて発行されているのが大部分ですが、例えば「観音橋」などは形式一点ばり、書かすむがなごとも、どうしよう問題が懸案になつてゐるか、のせた方が住民に接せられたら、却て公平と扱われ、市町村長の言動物などいやな批判を受け、すにすむと思ひます。何としても、車の両輪をうまく廻して貰ひたいものです。

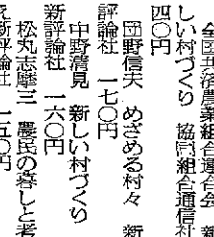
**農村運動 農村文化問題の本**

農村で根づきよくはびこつて来た「詩をつくるより田をつくれ」という考えは、今日ではもはや通用しなくなつた。最近のいろいろな説書集頭題に現われ、結果は、農村は都市部に劣らない説書集を示している。

しかし農村での読書の欠陥の中で一般的なものとして、次の二点が指摘されている。

一 読書ということが娯楽としてしか生活の中にはいってゐない。

二 読書が指されてゐない。



- 野尻重雄 細野誠之 農村調査の技術と方法 地球出版 二〇〇円
- 今西通司 村と人間 新評論社 一四〇円
- 高橋武雄 農村の生活改善 朝倉書店 一八〇円
- レック著 高原真男 4月クラブ物語 朝倉書店 二五〇円
- 長野県農村文化協会 農村の新しい青年運動 長野県農村文化協会 一二〇円
- 松丸志摩三 青年運動と村づくり 農山漁村文化協会 一二〇円
- 若田俊一 健康な村 岩波書店 一四〇円
- 和田伝 新しい村づくり 池田書店 一八〇円
- 全国共済農業組合連合会 新しい村づくり 協同組合通信社 四〇〇円
- 中野清見 新い村づくり 新評論社 一六〇円
- 松丸志摩三 農民の暮らしと農業新評論社 二〇〇円
- 松丸志摩三 村への教室 中央公論社 一四〇円
- 水谷劍治 これからの農村生活 富人社社 二〇〇円
- 水谷劍治 新しい農村生活を求めて 富人社社 一五〇円
- 水谷劍治 農村の生活と青年求む 富人社社 一五〇円
- 後藤敏夫 手を結ぶ母と教師 明治図書出版 二八〇円
- 金田嘉作 農村新生活運動 新評論社 二〇〇円
- 青木忠一郎 山の民の記録 須藤寛三 村の青年団 新評論社 一六〇円
- 田中実英 農村実態調査の理論と実験 富人社社 二七〇円
- 江口武正 村の五年生 新評論社 一六〇円
- 熊谷元一 村の婦人生活 新評論社 一七〇円
- 須藤寛三 村の母親学級 評論社 一六〇円
- 高橋昭 村の生活記録運動 農山漁村文化協会 一五〇円
- 高橋昭 農村の青年学級の運営 地球出版 二二〇円
- 須藤寛三 青年団運動の質 農山漁村文化協会 一五〇円
- 浪江隆 町づくり村づくり 岩波書店 一七〇円
- 岩波政治 農村青年の人生 農山漁村文化協会 一七〇円
- 大田堯 農村のサークル活動 農山漁村文化協会 一六〇円
- 岩井龍也 農村における人間形成の問題 一橋書店 二〇〇円
- 山口武秀 農民運動家の記録 三書房 一五〇円
- 農民運動研究会 新しい農民運動 三書房 二二〇円
- 農林省生活改善課 岡説農家の生活改善 朝倉書店 三〇〇円
- 須藤寛三 村の青年学級 新評論社 一六〇円
- 松本勇 公民館活動 関書院 一五〇円
- 山口武秀 農民運動入門 合衆出版社 一五〇円
- 福沢重彦 農村社会の潮流 新評論社 二五〇円
- 朝見隆隆等 日本の農村 岩波書店 三三〇円
- 大田堯 日本の農村と教育 国士社 三三〇円
- 不埒男吉 新い村づくりの社会科 新日本教育協会 三五〇円

# 新津文団協

## 試案に反対運動起す

八月二十九日、新潟日報は新津文化団体協議会が「公民館法案に反対」する旨の報道をしてきた。この記事は余りにも簡単で、真の意味が何処にあるか、良くわからないものであったが、同文団協は、その詳細な文書を本会へ送ってきたので、ここに登載し、関係者位の参考を供することとした。

市町村の義務設置、職員自身の可否と各種団体との乗継、館長資格(同職員の任免)職員の研修保証を掲げての公民館単独法制定任用について一般地域人の開出し(内)運営協議会(特別基本財産及)

昭和二十二年八月二十八日

### 各位

### 「全公連」試案「公民館法案要綱」

### 反対について

この「要綱」は、依然たる文部省の強い拒否態度と自由党の乗継薄から、議員立法による公民館単独法という当初の線は崩れ去り、社会教育法の改正を自派に押し出されてきているが、我々は教育上、地域住民と地方自治体を民主的に結びつけているものとしては、現社会教育法による公民館が唯一のものであり、その民主的深化に念々思いを凝らしてきた見地から仔細に検討を加えた結果、その内容が現社会教育法よりも高められ、たものと思われ、逆に「社会教育関係他機関(図書館、博物館)

私は先年来、公民館の単独法制定運動が、民主的に公民館を確めるものでなく、逆に一層お役所化、官僚化を図るものとしてこれに反対して参りましたが、今回全公連に流し当市公民館にも配布して来ましたが、私は警戒し指摘しました以上にお役所化、官僚化への道を強め、殆んど公民館主義に打ちかかっているを申ししても過言なく、しかも奉仕精神、奉仕事業については、案文に觸れておらぬものであります。

「公民館法案要綱」についての私の批判は別紙の通りでありますので、御判読の上、何卒公民館の民主化を強めるために御協力下さいますようお願い申し上げます。

一、公民館を地域内の総合的な社会教育機関にすること(「概要」の一)

A この「総合」という意味は何を指すのか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」と考えた場合、軍大高額の金のかかる図書館設置を見なす結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社

は全く便宜なものと思われ、全教育機関にすること(「概要」の一)

えてしまうことをおそれるものでないか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社

一、公民館を地域内の総合的な社会教育機関にすること(「概要」の一)

えてしまうことをおそれるものでないか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社

は全く便宜なものと思われ、全教育機関にすること(「概要」の一)

えてしまうことをおそれるものでないか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社

一、公民館を地域内の総合的な社会教育機関にすること(「概要」の一)

えてしまうことをおそれるものでないか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社

### 新津文化団体協議会

### 反対について

私は先年来、公民館の単独法制定運動が、民主的に公民館を確めるものでなく、逆に一層お役所化、官僚化を図るものとしてこれに反対して参りましたが、今回全公連に流し当市公民館にも配布して来ましたが、私は警戒し指摘しました以上にお役所化、官僚化への道を強め、殆んど公民館主義に打ちかかっているを申ししても過言なく、しかも奉仕精神、奉仕事業については、案文に觸れておらぬものであります。

「公民館法案要綱」についての私の批判は別紙の通りでありますので、御判読の上、何卒公民館の民主化を強めるために御協力下さいますようお願い申し上げます。

一、公民館を地域内の総合的な社会教育機関にすること(「概要」の一)

えてしまうことをおそれるものでないか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社

一、公民館を地域内の総合的な社会教育機関にすること(「概要」の一)

えてしまうことをおそれるものでないか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社

①新潟日報ニュース十八号。五団体。その他成人団体。母親学級教育(東京東大会の佐渡親光)東西対抗親学級大会(上越・中越・下越・新潟)

②新潟日報ニュース十九号。五分全股向。(竹)上浜小学校の音集まってきたり一人一人のお母さんたちにとっては物事を考える前に集まる書自体が大変な努力だ分全股向。(竹)生きぬいた十八人の坂口安吾の詩碑建立の魚の気がねという問題。この二つは宝庫を探るイカダ「日本海」出たところの気がねの問題を取扱ったものがこのフィルム。埼玉県坂戸市にロケーションして


③アワ・タイムズ11-33号30分全股向。天皇、皇后陛下が東京で行われた第四回日本国際見本市において

④白い生命線13分。青少年成人団体。交通事故をなくすには交通規則を守らなければなりません。車の直前、直後の横断、対面交通を守る、斜め横断など又、車をストップする時と位置スリップする科学的に見せています(上越・新潟)

⑤子供とおもちゃ。18分。成人婦人、青年、団体。子どもたちはどんなおもちゃを求めているのでしょうか。そして、どんなおもちゃを与えたらよいのでしょうか。無邪気な子どもたちの生活をのぞいてみます(新潟)

⑥ゆたかな学習。23分。成人教職員。冬のある日郊外の小学校、5年生のある組の理科学習。冬の天気、の霜柱が中心となつて活動が展開されます。子どもたちの学習のあり方を理解するために役立つフィルム。(中越)

### フィルムライブラリー



①「用途の広いヘリコ」

②「おどけイカガ」

③「村から村へ」の四つの話題を集めている(新潟)

④ジョン・セバスチャン音楽の交響曲9分。全股向ハート

⑤「世界の名手ジョン・セバスチャンの音楽映画」

⑥「ルーマニアの演奏会の記録」

⑦「アフリカ」

⑧「母親学級運動記」

一、公民館を地域内の総合的な社会教育機関にすること(「概要」の一)

えてしまうことをおそれるものでないか不明である。又字義通な結果を生ずることになる。すなわち「総合」とは地区内の同じ社





考える青年・婦人へ

団体数は四万を越える

青年団体を上まわる婦人団体の数

戦後の政治行政、教育面で社会教育に力コブを入れられるようになったことは大きな特徴であるが、なかでも青少年教育の推進には大きな力が注がれてきた。かつて考えることを否定されてきた戦争中の青少年の姿をふりかえり、自主性をもって考える青少年の育成が新しい社会の建設に必要であるから、というのがそのねらいなのだ。

こうしていま全国の村でも町でもつづつともみられるだろう。その他も部道でも青少年が集り、自から団体構成では、地区単位、学校区単位、社会の一員として重要な役割をこなしている。最近文部省でまとめられた数字は百八十四万八千二百七十七名、三十二年厚生社会教育調査による数字は百八十八万九千二百と、青少年の社会教育団体の数は六十七名、女子は六十五万八千九百と、青年団体の数にもつづいて、四十名である。団員の年齢層をみると、男子は二十から二十四歳、女子は二十から二十四歳、この中で戦後女性の解放と、青年の自治的行動の中で自からの地位を高めようとする婦人団体の数も動いていることが注目される。これは同調査の概要を日本教育新聞から転載したものである。

最も多い部落単位  
— 教育文化活動に重音 —  
まず地域・八・八%、どの学校も修了している。つぎに、いままな勉強をつづけているものは三八・五%もあることは注目される。大部分は青年学級に学ぶもので、なかでも岐阜県の青年団では七・八・二%が勉強をつづけている理由には青年団と同じように考

えられるが、また地域の小さいほごまとまりやすいということもいえるだろう。年令では四十才から五十九才が五一・三%、二十才から三十九才が四三・三%で大部分がこの年齢層で占められ、十九才以下が少ない。というのは二十才前後の女子が青年団に入っているためだ。こうしたことから地域婦人団体には「老婦人団体」とか「ゆとりめ団体」などと区別される理由ではあるが、姑の地位にある団員は一三・七%にすぎない。婦人団体の活動内容をみると、こゝでも教育文化活動が最も多く、二八・七%、ついで生活活動(二六・二%)、社会活動(二〇・二%)、体育レクリエーション活動(一六・四%)、生産活動(八・五%)の順である。生活活動がかなり多いということは婦人たちの生活が台所にならざるを得ないため、青年団活動と婦人団体活動の相違するところでもあり、大きな特徴でもあるといえるだろう。

地域青年団体

地域婦人団体

特徴しめす生活活動

つぎに地域婦人団体

最後に青年団、婦人団体活動の実例をみてみると、つぎのようなものがある。

学習会

東京都北多摩郡国立前青年団は農村部落にまじった団体であるが、四年前団体の教育活動として青年学級を開設し、全体学習のほかにグループ活動として

必要な山奥だからこそ

守門・岡部 清

農事は青年にとって極めて生きがいのあることである。青年は自由を求め、新しいものを求めようとして、居る。学習し、知識をみがき、少しでも教養を高めようとして居る。然し、農村では、これが冷淡されなければならぬ。山村一般の人々は、学問、いわゆる学習することが何か偉い学者か立身出世のためでもあつかい、転落する。然し私達は反発して二分のような山奥でも何か解らなように思われているが、しかし私は決してそう思わない。私達が青年学級や青年会や通信教育、その他で学習する目的、それは貧しく苦しい生活を少しでも豊かなものとし、明るく住み良い村造りのためである。私は、もし青年学級や通信教育の学習することが立身出世のためや、学者になつたものでも、暗黒模様に明け暮らなければならぬならば、唯今からでも、その学

個性や自覚性が邪魔されず協力して居る。他の組織と交流する。一人百歩進むより百人一歩進もう、などの標語のもとに活動をつづけている。須井県のある婦人団体では飯米向上のための話し合い学習を行っている。この話し合い学習ではが主な構成員であるが、ここでは

当然、この当時は廃止された青年学級以外に青少年の教育施設など乏しくあった時代であった、とも言えるのであろう。しかし私達はこうした混乱せる世相の中にあっても、少しでも正しく、まじめに生きようとして五六名の友人同志が相寄り合つて小さな学習グループを作り、その名を親友会と称し、地味ながらも学習活動を始めたのであった。時は昭和二十五年(二分青年学級の崩壊は真に、ここにあったのだ。そしてこれが幾多の社会的迫害を受けながら浮き沈みつづき今日に及び、その名を改め、青年学級として再び願っていたものである。当時の親友会員が現在の青年学級の母体となり、その指導的立場に立っているのである。

私達の青年学級は、今日始めて生れたものでなく、その旧根は過ぐる昭和二十五年に萌え出、輝やかしい将来をめざして、堅実に歩み出しているところなのである。(守門村公民館報より)

# 真剣のうちに和氣

## 佐渡地区ゼミナール

県教委、郡公連、両津市公連、公民館の事業計画と主事のなや真野町公民館共催の公民館ゼミナールのパネル

第一日「公民館長の抱負」(公民館の当面する諸問題) 社会教育

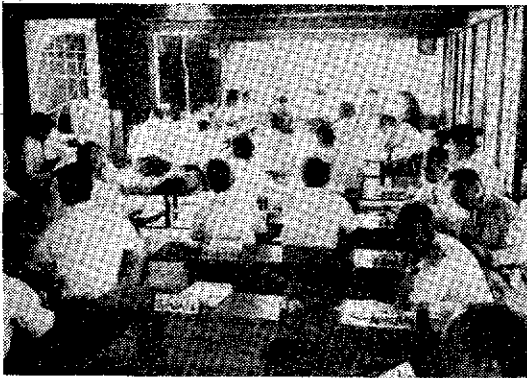
これは県内における本年初の試みであったが、県上の藤田課長、甲田、藤川、木村主事も出席し、講師という立場だけではなく、其次のような事例が出された。

○冬期間は、公民館活動が閉店休業状態に陥つて了。

第二日「小集団活動について」(公民館長の抱負) (公民館の当面する諸問題) 社会教育

これは県内における本年初の試みであったが、県上の藤田課長、甲田、藤川、木村主事も出席し、講師という立場だけではなく、其次のような事例が出された。

○冬期間は、公民館活動が閉店休業状態に陥つて了。



○公民館が住民に認識されない。部制が組織されていても、活動していない。

○小集団活動は、

きていても、活発ではない。

○分館育成のため、指導者育成の婦人、青年研修会などを実施しているが、また社会教育の必要性を教える段階である。

○地財法適用以来、経費がしぼられて来た。

○各分館の成長度に差異がありすぎる。

○独立公民館を持たないので、各グループの集会所に困っている。婦人学級は町長自宅を利用させてもらっている。

○四交館十三分館を一人で受けてもつてやらねばならぬので、態勢があがらない。

○人手不足ではないが、人が集ってくれぬ。中流以下の暮らしの人々をどう集めるか、考えていたかか問題である。

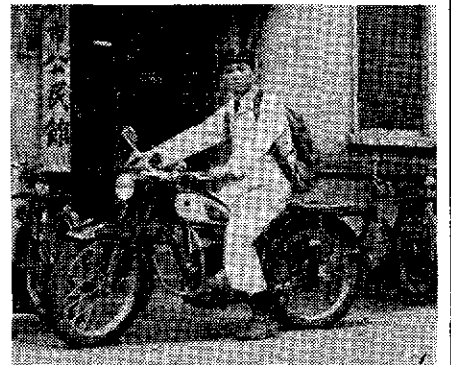
○館長としては歴代館長がなっている。予算を削減されたことも無いが、各部署役員がそれぞれ家業や公務で多忙のため、なかなか集まれないから、せっかくの部制も活用されない。

○公民館が住民に認識されない。部制が組織されていても、活動していない。

○小集団活動は、

附則に次の一項を加える

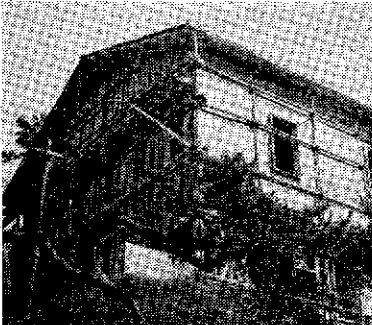
第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動施設に関する全国及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に必要経費について行う補助に關しては、当分の間適用しないものとする。附則この法律は、公布の日から施行する。



今夜も部落公民館の集会である。録音機と灯籠はリックに入れてある。さあ—これから出発だ... 新井市公民館の平井主事

## 完成間近い 寺泊町公民館

寺泊町の中央高台にある朗望できる日多いところ、大きな集会所、皇北降御遊幸の際の行在所である、三十畳の広間も非常に狭いと思われ、社会教育のセンターであった。幸い、当局の理解と運輸が、図書館が譲り渡すことにより、八月中には新公民館が誕生することとなり、今の途上にある。場所は現在の公民館の直ぐ前の広場を利用し採光、通風、衛生の点を充分取り入れ、その活用が期待されている。予算は四百八十万円で大きさは四間、十二間の木造二階である。これは公民館のみの専用ではなく、町議会議場等としても使用される。



### テープライブラリー

研究課題の選び方

東大名誉教授 佐々木 浩

農業総合研究所 内山 政照

三重県のある青年学校水稲班の三例から、共同研究の主眼の選び方についての意見を話し合う。

研究のすすめ方

東大名誉教授 佐々木 浩

農業総合研究所 内山 政照

研究の設計、分担、必要資材の入手、記録のとり方、データまとめ方などを話し合う。

研究の生かし方

東大教授 戸川 義次

研究結果を、生産増強、経営の強、多角化、適地適産の発見資料として利用する

道を示唆する。

○青少年と産業活動シリーズ

一 商業

生産地から家庭へ(1)

農産・畜産物が生産地から台所に至るまでの経路を知り、市場小売店などの状況や、価格の變動について探る。

生産地から家庭へ(2)

近海物・凍洋物及びその冷凍加工等水産物が台所に買入れられるまでの経路を探る。

村の消費生活

村における物資の流れを、商店でみる。

農協の二方面から調べ、消費生活の合理化をはかるにはどうすればよいかを考える。

○生活と法律シリーズ

生活と法律

東京家庭裁判所近藤 倫二

東大教授 川島 武宜

サンデー毎日 松田ふみ子

法律がいかに私達の生活と密着したものであるかを話し合う。

土地と家

土地や家屋の売買取引及び登記簿地権、譲渡等について法律の無知から起る得る問題を事例を紹介しながら解説する。

人権

村八分や人身売買、強制労働や信仰の自由を阻害される場合の人権保護について、事例をドクマ風にして紹介する。

○青年と結婚シリーズ

青年と結婚

実践女子大教授 福田 清人

医師 波多野勲子

評論家 大久保松代

結婚の意義、正しいあり方を理解する。

結婚の条件(1)

評論家 大浜 哲子

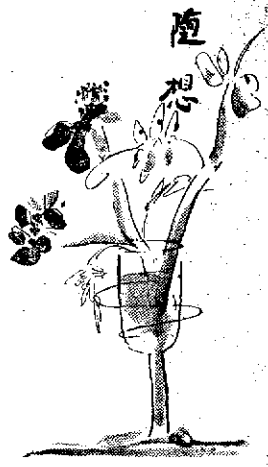
日本女性文化協会 加藤 勇子

結婚に対する個人並びに周囲の人々の考え方を中心として、いろいろの条件を検討してみる。

結婚の条件(2)

作家 和田 伝他二名

とくに文化的な面、経済的な面(収支住居その他)から検討し



### 泣いているのは嫁である

#### 結婚合理化に思う

南魚 中 島 静 司

「女の子よ、男の子よがかるもんの持ち出しを一寸でもくかるべエ」

「さうだつべエ。女の子ならせいなくしたって三万円もかければ大したんだが、オジ(弟共)なんが、どっけえの家でも嫁るとなれば、五十万円はかかるべエ」

「それどころか、兄なんて、家屋敷から山、畑となれば大したもんだ」

「さうだつたが、俺アほうの婦人會や公民館なんかでは、嫁の持参品を、タンスを二軒とか、新物は何枚とか、ミシンはいけないうと、女の子のほうは、か制限してゐるのは感心しねえ」

「男の子も、女の子と同じ無けり子供だ。家から出す子供には、すでも一杯もたせてやりてエ、それを女の子だけ制限するなんて俺アやだ」

「ほんに兄だ、オジだ、オババ(妹)だつてみんな同じ子だ。いまの嫁入会なんかの決めだと、家から出

長は、私は嫁に行くときはできるだけ派山の品物を持って行きたい。私の友達で、村の申し合せだから、下駄箱を持って行かなかつたら、自分の下駄を入れるところがなくて困っています。又嫁になつて困っている友達もたくさんおられます。それに私達女性、親の財産はほとんど貰いません。遺産相続の権利放棄は当りまえのことになつていて、形見の品物を二つか三つ頂くだけです。又嫁に行くときでもなければ、独身のう

ち働いた分はみんな兄のために、家のためにしかなりません。私は私の一生の幸福を制限されるようなら、自分の下駄を入れるところがなくて困っています。又嫁になつて困っている友達もたくさんおられます。それに私達女性、親の財産はほとんど貰いません。遺産相続の権利放棄は当りまえのことになつていて、形見の品物を二つか三つ頂くだけです。又嫁に行くときでもなければ、独身のう

## 先生方も必要だ

さんばく生

過ぎる六月二十五日、始めて私の役員会に出席したが、そのときは話の進め方や物の見方、考え方等について感じた点を参考まで申述べ、一般役員あるいは指導者の活動推進の基盤をなす役員の選出の際、PTA組織の総意としてその代表者より「学校の先生を該活動にタンクさせてもらはるる」の理由として本来の子供の指導教育振りが困難になり子供の言動が落ちるから、先生を子供の教育にのみ頼りたい。どうして先生を該活動にタッチさせるとせば「青年学級教育もいかにとの事)PTAとしても考えがあると

であり、公民館運動を進める上において(生徒の教育のみ専門ではないため、直接いするとして、それとなれば一番喜ぶ(しょう)の発展問題として何処の地区も怒ることの前衛として御活動されて居る事と思ひます、又タッチして運動も御苦労も御苦労を願ひな

「兄も、オジも、アンネも、オバもおんなじ俺アの子だ」といふ親の言葉から、いま一回考えなおし、話し合つてみなければならぬのではないか。

(十日町新聞より)

## 寄贈ありがとう

酒谷公民館(守門公民館)公民館報、日城公民館(小須戸公民館)津南より、深木公民館(津南町公民館)みつさより、十日町地(水沢村公民館)公民館報、山本(大瀧町公民館)中郷(大瀧町公民館)山本(大瀧町公民館)公民館報、大田市公民館(中郷大瀧町公民館)、王寺川公民館(真野町公民館)大瀧町公民館、以上上岡(真野町公民館)小木町(小木町公民館)下越ライブラリー(小木町公民館)広報(直江津市)広報つぼ、(燕市)崇徳寺町公民館報、文化活政推進委員会、板尾新聞、東むらまつ(村松町公民館)館報、(彌彦公民館)分水町公民館報(分水町公民館)公民館報、(一分水町公民館)公民館報、(海運会連)より、長岡市青協、(分水町公民館)公民館報、(海運会連)より、(海運会連)より、長岡市青協、(分水町公民館)公民館報、(海運会連)より、(海運会連)より、七月二十一日八月二〇日

皆さん、お元気でしたか。今月のおわり頃は特に暑い毎日、食欲不振、寝不足、夏やせなど避けられなかつたことでしょうか。しかし、そんな中でも、公民館活動は腹が減らない、ひるねなど言つて逃げたいはられぬ多さ。まことにさうさまでした。九月五日、午前十時から、長岡市長岡公民館で開かれる幹事会には、本号一面に紹介した岡東信越静ブロッコ会議の報告と、県公民館大会の内容について研究が行われることになっております。また、先日、各公民館長宛て文書でお知らせしたお

